

2014年度 社会福祉士実習指導者講習会 開催要項 (近畿版)

主催 : (公社)大阪社会福祉士会 (一社)兵庫県社会福祉士会 (一社)京都社会福祉士会
(公社)滋賀県社会福祉士会 (一社)和歌山県社会福祉士会 (一社)奈良県社会福祉士会
後援 : (公社)日本社会福祉士会 日本社会福祉士会近畿ブロック

1. 開催の趣旨

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、社会福祉士養成カリキュラムが改訂され、相談援助実習を行う実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられ2012年4月から完全施行されました。下記の日程で、近畿圏内での2014年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届出られたものです。

今年度、近畿6府県では、滋賀・奈良・京都・兵庫・大阪の各社会福祉士会がそれぞれ開催します。

2. 開催日、会場、定員、問い合わせ先

	開催地・会場	開催日	定員	受付期間	申込・問い合わせ先
滋賀	長寿社会福祉センター 草津市笠山7-8-138 (JR瀬田駅からバス15分 「長寿社会福祉センター」 下車)	2014年 9月13日(土) ～14日(日)	30名	7月14日(月) ～25日(金)	公益社団法人 滋賀県社会福祉士会 〒520-2352 滋賀県野洲市富波乙681-55 TEL&FAX 077-518-2640 <問合せ時間 平日10:00～18:00>
大阪	関西大学 堺キャンパス 堺市堺区香ヶ丘町 1-11-1(予定) (南海高野線 浅香山駅下車すぐ)	2014年 11月15日(土) ～16日(日)	150名	8月1日(金) ～15日(金)	公益社団法人 大阪社会福祉士会 〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館内(1階) TEL 06-4304-2772 FAX 06-4304-2773 <問合せ時間 平日10:00～18:00>
奈良	大和ビル 奈良市登大路町36番地 (近鉄奈良駅下車5分)	2014年 11月29日(土) ～30日(日)	30名	8月4日(月) ～9月10日(水)	一般社団法人 奈良県社会福祉士会 〒630-8213 奈良市登大路町36番地 大和ビル3F TEL 0742-81-8213 FAX 0742-81-8223
兵庫	兵庫県福祉センター 神戸市中央区坂口通2-1-1 (JR灘 阪急王子公園 阪神岩屋駅下車徒歩8分)	2014年 12月13日(土) ～14日(日)	120名	7月1日(月) ～8月20日(水)	一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター5階 TEL 078-265-1330 FAX 078-265-1340
京都※	同志社大学 新町キャンパス 京都市上京区新町通今出川 上ル近衛殿表町(地下鉄烏丸線 今出川駅徒歩10分 バス新町今出川下車1分)	2014年 12月20日(土) ～21日(日)	100名	8月4日(月) ～29日(金)	一般社団法人 京都社会福祉士会 〒602-8143 京都府京都市上京区猪熊通丸太町下ル仲之町519 京都社会福祉会館2階 TEL 075-803-1574 FAX 075-803-1575

※ 会場は都合により変更する場合があります。変更の場合は受講決定時にお知らせいたします。

3. 受講対象者・資格及び優先順位

社会福祉士であること。（本年度より、資格要件が緩和されています）

※ 個人でも申込みいただけます。但し、申し込み多数の場合は、申込書に施設長印もしくは公印があるものを優先いたします。

4. 受講費 会員 10,000円 非会員 15,000円（テキスト代は含みません）

※社会福祉士会へ入会手続き中の方は、会員扱いとなります。入会については各社会福祉士会事務局にお問い合わせ下さい。

5. 研修テキストと事前課題

『社会福祉士実習指導テキスト 第2版』（中央法規出版、2014年 定価税別2400円）を研修テキストとして位置づけており、『社会福祉士実習指導テキスト』に基づいた事前課題を提出いただきます。テキスト購入方法と事前課題については受講決定時にご案内します。なお、事前課題の提出がない方は受講いただけませんのでご注意ください。

6. 基本プログラム

◆ 1日目

09:30～09:45	オリエンテーション
09:45～11:45	実習指導概論（講義2時間）
11:45～12:45	昼食・休憩
12:45～14:45	実習マネジメント論（講義2時間）
14:45～15:00	休憩
15:00～18:00	実習プログラミング論（講義3時間）
	懇親会（大阪）

◆ 2日目

9:00～11:00	実習スーパービジョン論 （講義2時間）
11:00～17:00	実習スーパービジョン論 （演習5時間） ※途中に昼食・休憩（1時間）
17:00～17:15	閉講式／修了証書授与

※ 会場によっては開始時間等に若干の違いがある場合がございます。受講決定後の案内にて、各自詳細をご確認ください。

※ 滋賀・兵庫・奈良・京都は懇親会を開催しません。

7. 申込方法

○受講を希望する会場の各申し込み先に、申込受付期間内に、「2014年度社会福祉士実習指導者講習会 受講申込書」に必要事項を記載の上、FAX又は郵便でお申し込みください（郵送の場合は受講申込書のコピーをお手元にお控えください）。受付期間終了をもって締め切らせていただきます。なお、会場ごとに申込先FAX番号が違いますので、ご注意ください。

※ 必ず「2014年度社会福祉士実習指導者講習会 受講申込書」をご使用ください。記入事項に間違いや記入漏れがないことをご確認ください。（受講申込書の〔お名前・生年月日・ご住所〕は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されています）

※ 受講申込書は、記入間違いや記入漏れのないよう、楷書ではっきりとご記入ください。

※ 受講申込書の記載・添付書類に不備があった場合は、お申込みを受け付けることができません。

○お申し込みをいただきますと、受講資格を確認後あらためて各会場から、受講費用振込方法、会場等、詳細についてご案内します。（ご案内がない場合は、各会場申込先にお問い合わせください。）

○受講費は事前振込になります。（振込手数料は各自ご負担ください。）

○受講会場は、自由に選択することができます。

○受講資格（社会福祉士）を確認しますので非会員の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付してください。添付漏れのあった場合、お申込みを受け付けできません。

○受講の決定は先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。定員以上の申し込みがあった場合、原則会員を優先し、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年等を考慮し受講者を選考します。実習指導経験のある方、今後実習指導をする予定の方は受講申込書の7（実習指導との関わり）および16の所属長の証明欄をご記入の上お申し込みください。

8. 受講の可否及び決定

- 受講の可否の連絡は各会場の申込締め切り後、2週間程度かかります。
- 受講費の振込をもって正式な受講の受付とします。受講の決定は振込が確認された順となります。

9. 受講のキャンセル・会場変更

- 受講料振込後は原則として受講料の返金はできません。詳細は各会場からの受講案内にてご確認ください。
- 初めに申込をした会場から別の会場への受講会場の変更はできません。

10. 宿泊・昼食

各自で手配をお願いします。

11. 修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。1科目でも遅刻・早退がある場合は修了とはなりませんので十分ご注意ください。
- ②研修修了者には、修了証を発行します。実習指導者になるためには当修了証が必要となります。

12. 備考

車椅子を利用するなど受講にあたって配慮が必要な方は、申込書の該当欄にその旨を記載の上、お申込ください。

【ご注意】

本研修は2011年度までにご入会いただいた方で日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修過程に関する経過措置を選択された場合は自己研修10単位となり、新生涯研修制度では生涯研修制度独自の研修の14時間分となります。

【参考】

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年3月24日 文部科学省・厚生労働省令第二号）に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。（実習指導者講習会の受講要件ではありません）

第三条一号ワ

実習指導等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

（経過措置）

附則第四条3

相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、当分の間、児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所属、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法第6条及び第7条に規定する社会福祉主事として8年以上相談援助の業務に従事した者又は平成21年3月31日までの間において第三条第一号ト（4）に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の過程を修了した者を実習指導者とすることができる。